

【1986年4月30日】年金数理担当者の資格制度についての提言（要約）

厚生年金基金連合会

年金数理担当者の資格制度についての提言（要約）

- 企業年金における年金数理のあり方についての研究会報告書 -

厚生年金基金連合会 昭和61年4月30日

はじめに

公的年金制度の改革により企業年金を中心とする私的年金の制度改革が今後の年金問題の最重要課題の一つとなってきた。また、厚生年金基金制度における業務委託機関の拡大企業年金をとりまく環境も大きく変化しようとしている。

こうした状況のもとで、企業年金が充実発展し、その本来の機能を発揮するためには、財政の運営計画を担う年金数理担当者について、その資格制度（仮称 年金数理士制度）を早期に確立し、適正な財政運営が保証される条件を整備する必要がある。

第一章 年金数理業務および年金数理担当者の現状と課題

1. 企業年金の現状と課題

[企業年金をとりまく環境の変化]

我が国の企業年金は制度発足後の20数年間に独自の発展をとげてきたが、昨今の社会的、経済的、また国際的な要請に対し、現行制度の枠内では対応しきれない状況が現出し始めており、企業年金をはじめとする私的年金の抜本の見直しが各方面で行われている。

企業年金をとりまく環境の変化としては、

ア．公的年金制度改革による企業年金に対する関心、期待の高まり。

イ．約20兆円にまで増加した企業年金資産の運用に対する国内外金融機関の要望。

ウ．厚生年金基金制度における業務委託機関の拡大に対する都市銀行、証券会社、損保会社等の参入の検討。国際コンサルティング会社の我が国の企業年金分野への進出。等があげられる。こうした状況下で、できうる限り企業年金の創意、工夫が行われるディレギュレーションの方向が求められており、また、あらためて企業年金の財政運営について年金数理の責任体制を明確にすることが求められている。

[企業年金の課題]

ディレギュレーションという今後の発展方向を考えた場合の企業年金の様々な課題は年金数理業務と密接に結びついている。企業年金の課題を数理的側面からみると、

ア．年金受給権の保全

- イ．厚生年金基金制度における免除料率のあり方
 - ウ．厚生年金基金設立認可範囲の拡大と給付設計の弾力化
 - エ．財政方式と予定利率等の基礎率の弾力化
 - オ．資産の数理的評価と税制
- 等があげられる。

2．年金数理業務および年金数理担当者の現状

企業年金の設立時、決算時、財政再計算時、解散時等において、制度の設計、財政計算等の年金数理業務および年金数理担当者は企業年金の財政運営に大きな役割を担っている。

(例)

ア．設立時

給付設計等に対するコンサルティング

計算基礎の作成(脱退率、昇給指数等)

- 財政計算(財政方式の選定、掛金率・年金債務の算出等)

イ．財政再計算時

財政再計算レポートの作成

計算基礎の見直し、財政計算、掛金変動要因の分析

3．年金数理担当者をめぐる諸問題

[年金数理担当者の問題点]

厚生年金基金制度では、公的年金の代行制度であるにもかかわらず法令上の根拠規定がなく、年金数理業務の責任体制が不明確になっている。

(本年4月から、指定法人においては年金数理人が規定された。)

[年金数理業務の問題点]

- 現在の年金数理業務は資産運用機関でもある受託機関で、年金受託業務の一つとしておこなわれており、資産運用等他の年金業務と分離されていない。

本年4月から、基金制度では、業務委託機関の範囲が拡大され、従来の信託会社、生命保険会社以外に政令で定める法人においても年金数理業務が行えることとなり、質の確保が必要となっている。

財政方式の選択、基礎率の算定等の数理計算業務が画一的な基準の下に行われており、専門家の養成により、これを弾力的に行える条件を整備する必要がある。また、財政計算における資産評価の方法についても検討する必要がある。

第二章 外国における数理担当者の制度

1．アメリカ

アメリカでは、1974年のエリサ法（被用者退職所得保障法）により、企業年金制度では、受給権保護の目的から、年金債務にみあう積立金の保持が要求されている。積立不足が生じた場合には、不足金に対し5%の懲罰税が課せられ、その不足が一定期間に完済されない場合には、不足金残高に対し、さらに100%の懲罰税が課せられる。

この必要な積立水準を保証するのは、政府の設立した委員会が公認した年金数理士であり、保険者は財政計算を年金数理士にゆだねなければならないとされている。政府への年次報告書には、必要な積立水準の保証等についての年金数理士が署名した数理レポートが必要とされている。

財政計算については、国への詳細な報告が必要とされる一方、その方法、内容等については、年金数理士にゆだねられ、エリサ法による訓示規定および規則によるガイドラインが定められているだけであり、財政方式の選択、予定利率等の基礎率の決定、資産の数理的評価などにおいて年金数理士の裁量範囲は広い。

年金数理士の資格を得るためには、知識と経験が要請される。知識は、数理の基礎知識として大学における保険数学専攻（または政府の委員会の行う基礎試験の合格）、さらに年金数理の知識として、上述の委員会の年金試験の合格が必要である。経験は、3年以上の責任ある年金数理経験、または、5年以上の責任ある保険数理の経験（うち1年半以上は、責任ある年金数理の経験）が必要とされる。

2. イギリス

イギリスにおいても、適用除外制度（日本の厚生年金基金制度に相当）において、数理士会の正会員資格を持つ者が年金数理担当者として公的制度の代行部分の積立水準を保証する仕組みになっている。

数理士会の資格試験において年金が必須の科目となっており、年金数理、年金資産の投資、年金制度に関する法規、私的年金と公的年金との調整等が含まれている。数理士会正会員になるには、全科目合格後の2年間を含む4年間の実務経験が必要とされている。

第三章 年金数理担当者の資格制度についての提言

年金数理士制度の提言

豊かで個性的な老後生活の所得保障に向けて企業年金への期待が高まる中、企業年金の多様化と自律的な発展を促すための制度運営の弾力化が求められており、その基盤となる責任ある財政運営体制を確立するため、高度の専門知識と深い経験を有し、公正かつ中立的立場から年金数理業務を行い、企業年金の財政運営に責任を持つ者の資格制度として年金数理士（仮称）制度の創設を提言している。

- (1) 年金数理士制度の目的は、企業年金制度について加入者および受給者の受給権の保全を行うために、

財政運営の責任体制を明確にする
財政運営の中立性を制度的に保証する
年金数理業務の質の向上と確保を図る
弾力的運営に対する財政的裏付けを行う

ことである。

- (2) 年金数理士が責任を持って行う業務の範囲は給付設計、財政計算（資産の数理的評価を含む）および財政レポート等であり、企業年金の設立・運営のコンサルティング等にも関与する。
- (3) 年金数理士の役割は、企業年金についての不確定の将来に対し、年金数理の技法を駆使して年金財政に対する的確な判断と評価を行うことである。年金数理士は中立・独立の立場から専門家として年金数理業務を行い、個人として責任を持つ。企業年金の財政運営に必要な情報を提供するとともに財政計算における幅広い自由裁量権が付与される。
- (4) 年金数理士には、年金数理、年金制度及びその法的規制・関連税制等に関する知識とともに、年金数理に関する一定の実務経験が要求される。
- (5) 資格付与にあたって、知識の認定は原則国家試験をもつて行い、経験の要件も課す。
- (6) 年金数理士の訓練・養成のための事業を整備する。

あとがき

本報告書は厚生年金基金制度を中心とする企業年金の充実・発展のため、年金数理業務のあり方と年金数理担当者の資格制度についての提言である。

年金数理担当者の資格制度が導入された場合には、年金数理業務の中立性・独立性、予定利率など、基礎率決定の自由化等の制度的保証が得られるほか、現在行政機関で多大の労力を要している財政再計算の審査等を簡略化するなど行政手続き簡素化の効果があるものと考えられる。

行政機関においても、年金数理担当者の制度化に向けて早急に検討が行われることを要望する。